

グループホーム和み 潮音 運営規程

第一章 事業の目的及び運営の方針

2020年11月1日

(事業の目的)

第 一 条 医療法人社団生和会が開設するグループホーム和み 潮音(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業員(以下「介護従業者」という。)が、要支援2および要介護状態であつて認知症の状態にある高齢者に対し、適正な(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 二 条 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携に務める。また、事業所の介護従業者は、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(事業所の名称等)

第 三 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名 称 グループホーム^{なご}和み 潮音
- 2、所在地 山口県下松市潮音町四丁目5番17号

第二章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第 四 条 事業所に勤務する介護従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1、管理者 1名(2・3・4を兼務)
管理者は、事業所の介護従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、介護従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2、計画作成担当者 1名
計画作成担当者は、利用者に対して援助の目標を立て実施する。

- 3、その他介護従業者 12名（常勤 11名 非常勤 1名(常勤換算 0.83名)）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 4、補助職員
利用者の状況に応じて配置する。

第三章 利用定員

(利用定員)

第 五 条 事業所の利用定員は、2ユニット18名とする。

(定員の遵守)

第 六 条 災害等やむを得ない場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入居させない。

第四章 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 七 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際して、利用申込者または、その家族に対して、運営規定の概要、介護従業者の勤務体制、その他重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退居)

第 八 条 入居される高齢者は要介護者であって認知症の状態にある高齢者のうち、小人数による共同生活を営むことに支障がない高齢者に提供する。

- 2、入居申込者の入居に際し、主治医の診断書等により認知症の状態にある高齢者であることを確認する。
- 3、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対し必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な介護保険施設、医療機関を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4、入居申込者の入居に際しては、心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 5、入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が期待できない場合については関係市町村と連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用に努める。
- 6、利用者の退居に際しては、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保険・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第九 条 入居の際に介護認定を受けていない入居申込者について、介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意志を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

((介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第十 条 共同生活住居の計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成する(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- 2、共同生活住居の計画作成担当者は、利用者に応じた(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又は利用者代理人に対し、その内容等について説明する。
- 3、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成に当っては、多様な活動の確保に努める。
- 4、共同生活住居の計画作成担当者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成後において他の介護従業者及び指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、当該介護計画の実行状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

((介護予防)認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第十一 条 利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行う。

- 2、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮して行う。
- 4、介護従業者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当っては、利用者又は利用者代理人に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護等)

第十二 条 利用者の負担により、共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。

- 2、利用者の食事その他家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努める。

(社会生活上の便宜の提供等)

第十三条 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に務める。

2、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て、代行する。

3、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者と利用者代理人との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料等の受領)

第十四条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合に応じた額とする。

2、法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

原則として厚生労働大臣が定める基準の10割の額とする。

3、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- | | |
|-------------|------------|
| 一、家賃 | 60,000 円／月 |
| 二、食材料費 | 1,850 円／日 |
| 三、光熱費 | 900 円／日 |
| 四、理美容代 | 実費 |
| 五、その他(おむつ等) | 実費 |

六、日常生活費 利用者が負担することが適当と認められるもの(実費)

※上記項目家賃で場合途中入退所の場合は日割り計算とする。また、入所中他の病院等に入院された場合 家賃と共益費は引き続き申し受けるものとする。

4、サービスの提供に当って、利用者又はその家族に対して、サービス内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十五条 法定代理受領サービスに該当しない(介護予防)認知症対応型共同生活介護の費用の支払いを受けた場合は、提供した(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

第五章 入居にあたっての留意事項

(日課の励行)

第十六条 利用者は、管理者や介護従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第十七条 利用者が外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(健康保持)

第十八条 利用者は健康に留意するものとし、適切な受診、看護を受けられるよう努める。

(衛生保持)

第十九条 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力する。

(禁止行為)

第二十条 利用者は、共同生活住居で次の行為をしてはならない。

- 一、宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二、喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三、共同生活住居の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四、指定した場所以外で火気を用いること。
- 五、故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第六章 非常災害対策

(非常災害対策)

第二十一条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第七章 その他運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第二十二條 (介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合には、その被保険者証よって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供する。

(入退居の記録の記載)

第二十三條 入居に際しては、入居年月日及び入居している共同生活介護事業所の名称を、退居に際しては、退居年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(利用者に関する市町村への通知)

第二十四條 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一、正当な理由なしに指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二、偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体勢の確保等)

第二十五條 利用者に対して、適度な(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、介護者の勤務の体制を定める。

- 2、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3、介護従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
 - 一、採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二、継続研修 年1回

(衛生管理等)

第二十六條 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

- 2、感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

(虐待防止)

第二十七條 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のために次の処置を講ずるものとする。

- 1、虐待を防止するための介護従事者に対する研修の実施

- 2、利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- 3、その他、虐待防止の為に必要な措置

(協力医療機関)

第二十八条 利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定める。

- 2、サービスの提携体制の確保、夜間における緊急時対応のため、病院等との間の連携・支援体制を整備する。

(掲示)

第二十九条 (介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、介護従業者の勤務体制その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第三十条 介護従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報情報を漏らさない。

- 2、退職者等が、不当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報情報を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文章により、利用者又はその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十一条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活介護事業所を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を受容しない。

(苦情処理)

第三十二条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2、提供した(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関して、市町村からの文章の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3、(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第三十三条 運営に当って、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第三十四条 (介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる時由による場合は、この限りではない。

(暴力団等の影響の排除)

第三十五条(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、その運営について暴力団の支配を受けない。

(会計の区分)

第三十六条 (介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業の会計を、その他の事業と区別する。

(記録の整備)

第三十七条 介護従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2、利用者に対する(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

第三十八条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団生和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2020年11月1日より施行する。